

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年10月31日（令和元年（行個）諮問第117号）

答申日：令和2年11月24日（令和2年度（行個）答申第126号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成30年特定月に特定労働基準監督署に対して申請した労働災害申請において平成31年特定日に不支給となりましたが、同労働基準監督署が行った私の労災証認に係るすべての資料を請求します。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月24日付け埼労発基0624第3号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

労働保険の労災不支給に係る開示請求を行い、審査請求に備えたかったものの、開示された復命書は、別紙のとおり60ページ以上にわたり黒塗りされている。これでは内容が分からず、申請そのものも無意味であり、権利侵害である。（別紙略）

(2) 意見書

開示された情報の大部分が黒塗りされ、もはや開示請求者の側からは、どの不開示部分が不開示妥当と判断されるのか、判断することすら困難です。

開示に当たっては、開示請求者以外の特定の個人名だけを黒塗りにすべきで、ページ全体にわたって（しかも数十ページにわたり大部分を）

黒塗りするのは行き過ぎです。これでは個人情報の開示制度の意味がありません。行き過ぎた不開示を改めるよう訂正を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年5月9日付け（同月10日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年7月17日付け（同年8月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書18の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1①、2①、3、4、5①、11①、12①、13①、14①、16、17及び18①は、特定の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2②、11②、12②、13②及び14②は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書1②、5②及び18②は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、当該部分が開示された場

合には、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

文書2②、11②、12②、13②及び14②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから、新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和元年10月31日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月13日 | 審議 |
| ④ | 同年12月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和2年10月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、「開示に当たっては、開示請求者以外の特定の個人名だけを黒塗りにすべき」としており、法14条2号に該当するとして不開示とされた開示請求者以外の個人の「氏名」（署名による氏名表記を含む。）については開示を求めているものと解されることから、以下においては、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、これに該当することが明らかである別紙に掲げる部分については、判断しない。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1，通番7及び通番17

当該部分は、審査請求人が特定監督署に提出した2通の休業補償給付支給請求書の「診療担当者の証明」欄及び特定監督署の依頼に応じて提出された「診断（意見）書」に記載された各医師の署名及び印影である。

当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

署名及び印影については、審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影までは知り得ないものとするのが通例であるが、当該部分のうち通番1及び通番7は、審査請求人が提出した書類に記載されている署名及び印影であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、その余の部分は、通番1及び通番7に含まれるものと同じ署名及び印影であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番2及び通番8

当該部分は、審査請求人が特定監督署に提出した2通の休業補償給付支給請求書の「事業場の証明」欄に押印された特定事業場の印影である。

当該部分は、審査請求人が提出した書類に押印されていた印影であり、審査請求人の知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番12及び通番16

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した面談録取書の記載の一

部であるが、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分には、事務的な内容が書かれているにすぎないと認められる。このため、当該部分を開示しても、労働基準監督機関における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番3, 通番5, 通番11及び通番15並びに通番9及び通番13(下記(ウ)を除く。)

当該部分(各通番の個人の氏名を除く。)は、調査結果復命書、資料一覧、聴取書及び面談録取書に記載された審査請求人以外の特定の個人の勤務先、審査請求人との関係、住所、職業、生年月日及び聴取場所の記載である。これらの情報は、特定監督署の担当官が聴取又は面談録取した相手方を特定することができる情報であることから、当該部分は、聴取の相手方である個人ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち聴取場所の名称以外は、個人を識別することができることとなる部分であり、部分開示の余地はない。また、聴取場所については、これを開示すると、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6

当該部分は、特定監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人の職名であるが、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該文書に含まれる他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当す

ると認められる。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人を識別することができることとなる部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番9及び通番13のうち署名及び印影並びに通番18

当該部分（通番9及び通番13の個人の署名を除く。）は、聴取書に記載された審査請求人以外の個人の印影並びに意見書に記載された地方労災医員及び労災協力医である医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち個人の印影については、審査請求人が知り得るものとは認められず、また、地方労災医員等である医師の署名及び印影については、当該医師の氏名を審査請求人が知り得る場合であっても、自署や印影まで開示する慣行があるとは認められない。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番4、通番10及び通番14（各通番の個人の氏名を除く。）並びに通番12及び通番16は、調査結果復命書、聴取書及び面談録取書に記載された特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定の個人から本件の労災給付請求に関して聴取した具体的詳細な内容である。

当該部分を開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号

について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番20は、特定監督署からの照会に対する特定の団体からの回答書に記載された当該団体の代表者の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，審査請求人が開示を求めているものと解される法14条2号に該当する開示請求者以外の個人の「氏名」の情報と該当箇所

- 通番3 文書2（調査結果復命書）①の2頁に含まれる個人の氏名
- 通番4 文書2（調査結果復命書）②の4頁ないし6頁及び9頁に含まれる個人の氏名
- 通番5 文書3（資料一覧）に含まれる個人の氏名
- 通番9 文書11（聴取書②）①の1頁に含まれる個人の氏名及び3頁の個人の署名
- 通番10 文書11（聴取書②）②の1頁に含まれる個人の氏名
- 通番11 文書12（面談録取書①）①に含まれる個人の氏名
- 通番13 文書13（聴取書③）①に含まれる個人の氏名及び署名
- 通番14 文書13（聴取書③）②に含まれる個人の氏名
- 通番15 文書14（面談録取書②）①に含まれる個人の氏名
- 通番19 文書18（国民健康保険組合からの回答等）①の個人の氏名

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書1	休業補償給付支給請求書等①	① 2頁診療担当者の署名及び印影, 3頁印影, 7頁診療担当者の署名及び印影	2号	1	全て
		② 2頁及び7頁の事業主印影	3号イ	2	全て
文書2	調査結果復命書	① 2頁不開示部分	2号	3	—
		② 4頁ないし6頁不開示部分, 9頁不開示部分	2号, 7号柱書き	4	—
文書3	資料一覧	項目16ないし19不開示部分	2号	5	—
文書4	調査票	3頁不開示部分	2号	6	—
文書5	休業補償給付支給請求書等②	① 1頁診療担当者の署名及び印影, 2頁印影, 3頁診療担当者の署名及び印影	2号	7	全て
		② 1頁及び3頁の事業主印影	3号イ	8	全て
文書6	請求人申立書	—	—	—	—
文書7	履歴事項全部証明書	—	—	—	—
文書8	被保険者記録照会等	—	—	—	—
文書9	聴取書①	—	—	—	—
文書10	電話録取書	—	—	—	—
文書11	聴取書②	① 1頁「住居」, 「職業」, 「氏名」及び「生年月日」欄各不開示部分, 7行目不開示部分, 3頁被聴取者の署名及び印影	2号	9	—
		② 1頁9行目ないし3頁18行目不開示部分	2号, 7号柱書き	10	—
文書12	面談録取書①	① 「所在地」, 「名称」及び「氏名」欄各不開示部分	2号	11	—
		② ①を除く不開示部分	2号, 7号柱書き	12	不開示部分の12行目6文字目ないし最終文

					字
文書 1 3	聴取書③	① 「住居」，「職業」， 「氏名」及び「生年月日」欄 各不開示部分，7行目不開示 部分，被聴取者の署名及び印 影	2号	1 3	—
		② 9行目ないし13行目不 開示部分	2号，7 号柱書き	1 4	—
文書 1 4	面談録取書 ②	① 「所在地」，「名称」及 び「氏名」欄各不開示部分	2号	1 5	—
		② ①を除く不開示部分	2号，7 号柱書き	1 6	不開示部分 の3行目6 文字目ない し最終文字
文書 1 5	源泉徴収票 等	—	—	—	—
文書 1 6	診断（意 見）書	1頁医師の署名及び印影	2号	1 7	全て
文書 1 7	意見書	1頁労災協力医及び地方労災 医員の署名及び印影	2号	1 8	—
文書 1 8	国民健康保 険組合から の回答等	① 1頁担当者氏名	2号	1 9	—
		② 1頁理事長印影	3号イ	2 0	—

（当審査会注）上表のうち通番3ないし通番5，通番9ないし通番11，通番13ないし通番15及び通番19に含まれる個人の氏名及び署名については，審査請求人が開示を求めていると解される（本文第5の1なお書き及び別紙参照）。この結果，通番19には審査請求人が開示を求める部分は含まれていない。